

《県内初》島田市医療的ケア児受け入れに関するガイドライン策定

～医療的ケア児の安全安心な保育を実施するために～

【ここがニュース！】

令和3年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、日常的に医療的なケアを必要とする児童の受け入れに関する保育園の責務が明確になったことを踏まえ、一般の保育所や認定こども園でこうした医療的ケア児を受け入れる場合の支援体制や手続きを定めたガイドラインを県内で初めて策定しました。

今後は、このガイドラインに沿って、医療的なケアが必要な児童でも安心して保育所や認定こども園に入園できるよう体制を整備していきます。

※医療的ケア児とは、人口呼吸器を装着している、鼻口腔内の喀痰吸引が必要など、日常生活を営むうえで医療を要する児童のことをいいます。

【取材のポイント】

- ・ 県内には、国が示しているガイドラインに基づいて、当市を含め、すでに医療的ケア児を受け入れている保育所等もあるが、自治体独自の支援体制や手続きの方法を定めるのは県内では島田市が初めて。
- ・ 本市独自のガイドラインでは、原則として、医療的ケア児を受け入れることを前提として、ネウボラの理念にのっとり健康づくり課、福祉課、子育て応援課、保育支援課の各担当で構成するケース会議を組織し、それぞれの専門の見地から切れ目なく入園を希望する児童の家庭の支援を行う。
- ・ 本市の保育所等で医療的ケア児を受け入れた場合に必要となる、看護師の配置や研修を実施するための補助を令和4年度当初予算に盛り込み、医療的ケア児の受け入れ施設の体制整備を行う。また、受け入れ施設の個別支援計画策定について、ケース会議が助言する。

(医療的ケア児支援事業費補助金【新設】 7,480千円)

- 【私が担当者です】** 島田市 こども未来部 保育支援課 幼稚園保育園係 大石寿宏
- 電話：0547-36 - 7195
- 担当者からの一言：**市内には、すでに医療的ケア児を受け入れている施設がありますが、これまで、こうした施設を具体的に支援する仕組みがありませんでした。今回のガイドラインの策定を契機として、医療的ケア児がより安全に安心して園生活が送れるよう支援していきます。